議員提出第 6 号議案

「土地利用規制法」施行に関して住民への周知、説明を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和６年９月３０日

提出者　府中市議会議員　からさわ　地　平
賛成者　　〃　　竹　内　祐　子
　　〃　　西　の　なおみ

「土地利用規制法」施行に関して住民への周知、説明を求める意見書

令和５年内閣府告示第126号（12月11日）により、本市に所在する航空自衛隊府中基地の周辺およそ１キロメートルの範囲が「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「土地利用規制法」）に基づく注視区域に指定された。

区域指定に先立つ令和５年11月29日に開催された「第７回土地等利用状況審議会」では、内閣府から「周知・広報の取組」としてリーフレットを使った周知や「自治体等の広報誌や町内会の回覧等に、記事の掲載やお知らせペーパーの折り込みを行い、住民等にお知らせ」することが説明されている。しかし、本市におけるリーフレット配架枚数は区域内の住民約６万人に対して十分とは言えず、町内会へのお知らせは実施されていない。

同法は令和６年１月15日から施行されたが、具体的な対象区域についての情報が市民に公開されたのは令和５年12月11日であった。公開から施行までの期日が１か月と短いことに加えて、前述のとおり内閣府による住民周知が不十分であったことから多くの市民が説明及び情報提供を受けることができずに施行日を迎えることとなった。

「土地利用規制法」は施設周辺の住民を対象にした法律であり、施行に当たり住民への周知は欠かせないものである。内閣府は、自治体及び区域内の住民に対して「機能阻害行為」の詳細を含む内容の説明と区域指定の経緯について、引き続き周知に取り組むべきである。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、国の責任において次の事項の実現を求める。

１　「土地利用規制法」における自衛隊府中基地周辺の「注視区域」指定について、区域内の住民へのリーフレット配布等改めて周知を行うこと。

２　住民に対する説明の機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月３０日

議　　長　　名

（宛先）　　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官